

平成30年余市町議会第2回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午後 1時19分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 18番 溝 口 賢 誇
平成30年6月19日（火曜日）

○招 集 の 場 所
余市町議事堂

○開 議
平成30年6月21日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）
余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫
余市町議会副議長 11番 白 川 栄美子
余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二
" 2番 吉 田 豊
" 3番 辻 井 潤
" 4番 岸 本 好 且
" 5番 土 屋 美奈子
" 7番 近 藤 徹 哉
" 8番 吉 田 浩 一
" 9番 佐 藤 一 夫
" 10番 野 崎 奎 一
" 12番 庄 巖 龍
" 13番 安 久 莊一郎
" 14番 大 物 翔
" 15番 中 谷 栄 利
" 16番 藤 野 博 三
" 17番 茅 根 英 昭

○出 席 者

余 市 町 長 嶋 保
副 町 長 鍋 谷 慎 二
総 務 部 長 前 坂 伸 也
総 務 課 長 須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実
保 健 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人
経 済 部 長 細 山 俊 樹
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長 久 保 宏
建 設 課 長 亀 尾 次 雄
まちづくり計画課長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 渡 辺 郁 尚
会計管理者（併）会計課長 山 本 金 五
農業委員会事務局長 中 村 利 美
教育委員会教育長 佐々木 隆
教 育 部 長 小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志

○欠 席 議 員 （1名）

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長 中島 豊
(併) 監査委員事務局長

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
議事係 長 枝村 潤
書 記 細川 雄哉

○議事日程

- 第 1 議案第 4号 工事請負契約の締結について(余市町営斎場建替事業火葬炉設備工事)
- 第 2 議案第 5号 工事請負契約の締結について(余市町営斎場建替事業建設工事)
- 第 3 議案第 6号 町有財産の取得について
- 第 4 議案第 7号 町有財産の取得について
- 第 5 報告第 1号 株式会社北後志第一清掃公社の第41期(平成29年度)経営状況の報告について
- 第 6 報告第 2号 株式会社余市振興公社の第27期(平成29年度)経営状況の報告について
- 第 7 報告第 3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第7期(平成29年度)経営状況の報告について
- 第 8 意見案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める要望意見書
- 第 9 意見案第2号 障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める要望意見書
- 第10 意見案第3号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械

的な高校統廃合を行わないことを求める要望意見書

- 第11 意見案第4号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書
- 第12 意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 第13 意見案第6号 主要作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める要望意見書
- 第14 意見案第7号 平成30年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 第15 意見案第8号 日米共同訓練と超低空飛行を中止させることを求める要望意見書
- 第16 意見案第9号 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める要望意見書
- 第17 意見案第10号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める要望意見書
- 第18 議員の派遣について
- 第19 閉会中の継続審査調査申出について

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成30年余市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、吉田豊議員は通院のため遅刻の旨届け出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、意見案10件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第8、意見案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める要望意見書ないし日程第17、意見案第10号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める要望意見書までの意見案10件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第7号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第18、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、意見案10件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案10件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（秋元直人君） ただいま上程されました議案第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第4号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、余市町営斎場建替事業火葬炉設備工事について予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご提案申し上げます余市町営斎場建替事業火葬炉設備工事におきましては、火葬炉設備における機器重量及び大きさ等が決定しなければ建物本体の構造を確定することができないことから、平成29年度に実施をいたしました余市町営斎場建替事業基本実施設計業務における基本設計段階で火葬炉設備業者を選定しておかなければならず、余市町プロポーザル方式実施要綱に基づきまして高度な技術力、企画力、開発力及び豊富な経験が求められますことから指名型プロポーザル方式を採用し、技術提案書の提出及びプレゼンテーションを実施し、受注候補者を決定した次第であります。

工事概要といたしましては、大型炉3基と胞衣炉1基を設置するものであり、炉の構造といたしましては無煙無臭といった環境に配慮した構造となっております。なお、本提案に先立ちまして、去る5月18日に随意契約にて受注者が決定されま

したことから、このたびご提案申し上げるものがあります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、余市町営斎場建替事業火葬炉設備工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、一金1億2,960万円也。

4、工期、自平成30年7月2日、至平成32年3月20日。

5、契約者、余市町長、嶋保。

6、契約の相手方、新潟市北区島見町3307番地16、富士建設工業株式会社代表取締役、嶋海利彦。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第5号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（秋元直人君） ただいま上程されました議案第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、余市町営斎場建替事業建設工事について予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご提案申し上げます余市町営斎場建替事業建設工事におきましては、先ほどご決定賜りました議案第4号の余市町営斎場建替事業火葬炉設備工事とあわせまして、建物本体の建てかえを行うものであります。現余市町営斎場は、昭和48年に供用開始し、45年経過しており、施設の老朽化が著しく、さらには火葬棟と待合棟が別棟となっており、利便性が悪く、降雨、降雪時には斎場利用者の方々に大変ご不便をかけておりました。さらには、国道229号と斎場をつなぐ町道の道路縦断勾配がきつく、冬期間の車両の通行の安全性を求める要望も多々寄せられておりましたことから、これら懸案事項を解消すべく新たに建設するもので

ございます。

工事概要といたしましては、鉄筋コンクリートづくりで火葬棟と待合棟を集約化した施設であり、1階床面積は1,040.92平方メートル、2階床面積は132.08平方メートルでございます。本提案に先立ちまして、去る5月24日に執行されました入札にて受注者が決定されたことから、このたびご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、余市町営斎場建替事業建設工事、構造、鉄筋コンクリート造、1階床面積1,040.92平方メートル、2階床面積132.08平方メートル。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金7億7,436万円也。

4、工期、自平成30年7月2日、至平成32年3月20日。

5、契約者、余市町長、嶋保。

6、契約の相手方、岩倉・中村・庄木・大江・高橋特定共同企業体、代表者、札幌市中央区南1条西7丁目16番2、岩倉建設株式会社取締役社長、宮崎英樹。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第6号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（秋元直人君） ただいま上程されました議案第6号 町有財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、一般廃棄物の収集運搬に使用いたしますじん芥収集車の購入につきまして予定価格が700万円以上の財産の取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件のじん芥収集車は、更新対象車両を平成14年度に取得して以来16年が経過しており、冬期

間における融雪剤の影響により年々車体の腐食が激しくなっており、今後においては修理では対応しきれない状態であり、各家庭から排出されず一般廃棄物の収集運搬に支障を来すことから更新を図るものでございます。本提案に先立ちまして、去る5月16日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、町有財産の取得について議会の議決を求めるべくご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 町有財産の取得について。

次のとおり、じん芥収集車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、取得の目的、じん芥収集車取得。
- 2、財産の取得の種類及び数量、じん芥収集車1台。
- 3、取得の方法、指名競争入札。
- 4、取得の価格、一金1,643万2,110円也。
- 5、取得の相手方、小樽市塩谷2丁目2番33号、北海道日野自動車株式会社小樽支店支店長、来島知洋。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第7号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（亀尾次雄君） ただいま上程されました議案第7号 町有財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、冬期間の除排雪に使用いたしますロータリ除雪車の購入につきまして予定価格が700万円以上の財産の取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件のロータリ除雪車は、更新対象車両を平成14年度に取得して以来15年以上が経過し、老朽化が著しく、故障が頻発し、稼働に影響が生じている状況であるため更新を図るものでございます。本提案に先立ちまして、去る5月24日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、

町有財産の取得について議会の議決を求めるべくご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 町有財産の取得について。

次のとおり、ロータリ除雪車を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、除雪作業車（ロータリ除雪車）取得。

2、財産の取得の種類及び数量、ロータリ除雪車1台。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得の価格、一金3,386万8,800円也。

5、取得の相手方、虻田郡倶知安町字比羅夫216番地7、北海道川崎建機株式会社倶知安支店支店長、十河徹匡。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 何点か質問いたします。

まず、川崎建機ということですから、恐らくショベル自体が川崎のショベルかなと思うのだけれども、まずそれはどこのショベルなのか。いろいろメーカーあります。まず、それが1点。

それと、このショベルの大きさというのは、一般的にショベルの場合車体の横に大きさ書いています。40とか50、大きいやつになると100、200というのが書いていますけれども、今回取得し

ようとしているのは、一般的に言う100だとか150だとかその辺のサイズ教えていただきたいと思います。

今回は、ショベルの前にくっつくタイプですよ。これは、なぜこういうタイプにしたのか。つまり乗車型の一体型のやつもあるはずなのです。それは現にあるからということなのかもしれないけれども、除雪の方に話を聞くと除雪の操作という面では、一体型のほうがやりやすいという話も聞いております。なぜこっちの形にしたのか。夏場はロータリ部分を取り外して、バケットをつけて作業に使うのだというのであればそれでもいいですし、ではそういうふうになると、夏場にバケットをつけるということであれば、それがメーカーが同じでなかったらやっぱりつかないのではないかなと思うのです、既存のやつがあるとすれば。今回は、だからこの金額の中にバケットも一緒に含まれているよというのでしたら、それはそれで構わないのですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○建設課長（亀尾次雄君） 8番、吉田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のタイヤショベルのメーカーでございます。これについては、今現在納車される予定となっておりますのは、日立のショベルとなっております。そして、俗に言われます記号というのですか、大きさ、これが140クラスだということでございます。

それとあと、選定理由でございます。ショベルにつきましては、確かに議員おっしゃるように専用車として2台ございます。ただ、ショベルのこの部分につきましては、冬期間だけでなく夏場もそうですし、冬場でもロータリの部分を外してドーザー的に使用することになってございます。そういうことで今回これを選定してございます。

また、この部分につきましては、高さ的に先が長い部分がございます、部分的に切って入って

いくとかそういうときにいろいろな部分で場所によって高い部分を飛ばすとか、そういう部分で使用するという事でこのショベルを選定してございます。

あとそれと、バケツとかの夏につけるもの、これもこの価格に含まれてございます。

○12番（庄 巖龍君） さっきのじん芥収集車の購入に当たりましては、処分する財産ということで、2万1,600円という形でこれは財産処分という形になっているのですけれども、今の説明によりますとロータリ車を購入するに当たりましては、こちらの古いロータリ車のほうの財産の処分はどういう形になるのか。あるいは、その金額等わかっているのか、それともこれをまだ使うのか、その辺についてはどういうふうにお考えなのか、それをお伺いします。

○建設課長（亀尾次雄君） 12番、庄議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回につきましては、従前の場合ですと町の除雪車とかの部分は下取りに出してございました。今回は、除雪にはパワーが落ちてきて、老朽化してちょっと厳しい状況もあるのですけれども、まだ若干使える部分もございますので、これにつきましては所管がえて町のほかの部署で使うという形になってございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、報告第1号 株式会社北後志第一清掃公社の第41期（平成29年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（秋元直人君） ただいま上程されました報告第1号 株式会社北後志第一清掃公社の第41期（平成29年度）経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社北後志第一清掃公社の第41期における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第1号を朗読申し上げます。

報告第1号 株式会社北後志第一清掃公社の第41期（平成29年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第41期（平成29年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

なお、第41期経営状況報告書並びに第42期事業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 8ページに役員名簿が掲載されておりますけれども、現時点の代表取締役以下もしかかわっているところがあればお知らせ願いたいと思います。

○環境対策課長（秋元直人君） 8番、吉田議員の現時点での役員の名前に変更があるかということでございますが、5月25日の株主総会、あるいはその後の臨時取締役会におきまして代表取締役が変更となっております。

○8番（吉田浩一君） その氏名は言うことはできるのか、できないのか。もしか言えるのであれば言っていたきたいと思います。

○環境対策課長（秋元直人君） 新たに就任となった代表取締役につきましては、滝上晃一氏でございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 株式会社北後志第一清掃公社の第41期（平成29年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、報告第2号 株式会社余市振興公社の第27期（平成29年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（阿部弘亨君） ただいま上程されました報告第2号 株式会社余市振興公社の第27期（平成29年度）経営状況の報告について、提案理由をご説明申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社余市振興公社の第27期（平成29年度）における経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第2号を朗読申し上げます。

報告第2号 株式会社余市振興公社の第27期（平成29年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社余市振興公社の第27期（平成29年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

なお、第27期経営状況報告書並びに第28期営業計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 大きく分けて3点伺います。筆頭株主、余市町としてです。

まず、1つ目としましては、5ページの27期貸借対照表、これの純資産の欄なのですが、

ここに自己株式100万円と記されております。これは、恐らく北海道信金さんかどこから取得したものなのかなと思うのですけれども、このいわゆる金庫株はこの後どうしようとしているのか。新たに引受人を見つけて取得していただくのか、あるいは消却するのか、もしくは何らかの理由で金庫株として保有し続けようという考えなのか、その辺の確認はされているのかどうか1つ。

2つ目として、同じ純資産の欄で利益剰余金のことなのですけれども、これがあることがだめだと言っているわけではなくて、こうやって積み上がっていく剰余金というのをどういった目的で積み上げられ続けているのだろうか。何か新たに事業を今後行っていく考えがあるから、そのための準備として積み上げ続けているのか、あるいは特にすることはないのだけれども、黒字が出たから積み続けているのか、その辺がどうなっているのかを確認しているのかを伺いたいと思います。

そして、3つ目のところとしまして、6ページの下欄のところに特別損益で9万二千何がしと記されておりますが、これの発生要因は何なのか押さえていらっしゃるのか、その辺3点伺いたいと思います。

○商工観光課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の自己株式の件でございます。この自己株式100万円につきましては、4ページにも記載されておりますけれども、4ページの上段、5番の株式というところに発行済み株式数というのが400株ございます。当初会社を設立した際に400株を株主の方に保有していただいたというのがございますけれども、余市町を筆頭として、当時町内の会社ですとか事業主の方に保有していただいておりますが、その後例えばその会社が倒産したですとか、事業主が事業をやめた等ですとその株を戻されたというのがございます。その後その戻された株につきましては、新しい保有者

を探して持っていていただいているものもございませうけれども、その中で今現在としては20株100万円が会社自社保有になっているところでございます。

あと、2番目の利益剰余金についてでございますが、今現在利益剰余金でございますけれども、今後の利益剰余金についてどういう方向でいるのかというのを振興公社のほうには聞いております。振興公社のほうでは、現在持っている施設設備がかなり老朽化しているということで、今後そういったものの更新が出てくるということで、利益剰余金を今後その設備投資といいますか、設備の更新に充てたいというふうに伺っております。

それから、3番目の特別損益でございます。この特別損益につきましては、27期で自動車の入れかえをしております。その際に古いものの自動車に下取り価格といいますか、そういったものが9万2,592円ついているということで、特別損益として計上しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○14番（大物 翔君） もしかしたら私の舌足らずだったのもあるかもわかりませんが、まず剰余金についてと特別損益についてはわかりました。

金庫株についてなのですけれども、私先ほどこの株を今後どうする方向なのかを確認したのでしょうかということ伺って、いきさつは何となく今伺ったから承知しましたけれども、なぜこの話を聞くのかといいますと、何らかの事情で自社株買いを行うことというのは企業にとってよくあることなのですけれども、ただここは上場企業ではないので、公開会社ではないからあれなのですけれども、特に大きい会社で業績好調で自社株買いなどやった際に、しばらく積んでおくと株主から不安の声が上がるのです。この株どうするのと、消却するのですか、それとも誰か新たな出資者を見つけて、あるいは増資をするために持ち続けているのですかという、そういう明確な目的をちゃ

んとアナウンスしないと、何でそれをアナウンスしなければいけないかという、会社法の財産の概念上の考え方ですけれども、株式を所有することは、その会社の財産を持っているということなのです。その財産に対して責任を持っているということなのです、株主は。場合によっては、株券というのは融資を受ける際の担保にもなり得る。公社の株がそれに該当できるかはわかりませんが、なり得る。そういった事情もあるものですから、これ果たしてどうするのかというのがやっぱり大株主としては当然気になることだと私思うのです。発行済み株式数は確かに400株ですけれども、発行上限というものが別にあるはずなのです。あるいは、発行上限に達していなくても、減資ないし自社株消却という形でこれを上下させることというのは、法律でも可能なはずなのです。最初あれと思ったのは、剰余金を積み続けている理由とこの金庫株を持ち続けている理由が何か因果関係があるのかなというのもあったので、聞いた次第なのですけれども、その辺の資本政策って今後どうしていこうと考えているというふうな公社の経営陣は考えていらっしゃるのか、その辺のコミュニケーションはされているのか改めて伺います。

○商工観光課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

先ほどの自己株式の件ですけれども、私のほうで聞いていますのは、その自己株式につきましては新たな保有の方がいればそれは保有してもらいたいけれども、現時点では見つからないというふうな伺っておりますので、ご理解お願いいたします。

○14番（大物 翔君） わかりました。将来的に誰かに持っていただけるかもしれないという可能性を持って今保有していると。わかりました。

仮に保有希望者が見つかったとしまして、幾らかの金額でその株式を譲渡すると、その対象の方

なり、団体に。その際の価格なのですけれども、恐らく発行したときの額面価格がそのまま記載されていると思うのですけれども、では今現在例えば私があしたこの株売ってくれと言ってきたとして、仮にいいですよとなったと仮定した場合に、ではこの株の正味価値は幾らになっているのか、その辺を最後聞きたいと思います。

○商工観光課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

株式の今の額面価格ということでございますけれども、今現在は、済みません、把握してございません。

○議長（中井寿夫君） 売買価格が幾らかと聞いているので。

○商工観光課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の質問について再度ご答弁申し上げます。

今の株の売買価格については把握してございません。

○8番（吉田浩一君） 今の質問の続きです。なぜ把握していないのですか。把握していないで、では売るとか売らないとかという話になるのですか。それが1点。

それと、もう一点、4ページに役員の方々の名前が出ていますのですけれども、定款上監査委員は1名ということになっているのですか。大体監査委員というのは複数名いるのが一般的なのだけれども、1名以上いれればいいというふうな定款上になっているのでしょうか。それとも、なっているのだけれども、現在1名しかいないのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時06分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、吉田議員への答弁を求めます。

○**商工観光課長（阿部弘亨君）** まず、答弁調整のため貴重な時間をいただきましてどうもありがとうございました。申しわけございませんでした。8番、吉田議員の質問についてご答弁させていただきます。

先ほどの株の売買価格ですけれども、株につきましては1株の額面が5万円で、額面どおり5万円で売買していると伺っております。

また、監査の件ですけれども、定款によりまして監査役は1人以上2人以内というふうになっておりまして、その1人以上2人以内の今1人というふうになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○**議長（中井寿夫君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 株式会社余市振興公社の第27期（平成29年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○**議長（中井寿夫君）** 日程第7、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第7期（平成29年度）経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**まちづくり計画課長（千葉雅樹君）** ただいま上程されました報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第7期（平成29年度）経営状況の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社の第7期における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第7期（平成29年度）経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第7期（平成29年度）経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

平成30年6月19日提出、余市町長、嶋 保。

なお、第7期経営状況報告書並びに第8期経営計画につきましては別添のとおりでございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（中井寿夫君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○**8番（吉田浩一君）** 何点かお伺いします。

まず、2ページに役員名簿が出ているのですが、どうしても、どうしても監査役がここも1名なのか。定款上でまずどういうふうになっているのか。たしか以前は監査役2人ではなかったですか。北海信金さんだったと思います。北海道信金になったから撤退したのかどうか。きのうの補正の質疑では、持ち株の比率が多いので、株式を下げて

くださいというふうに、そういうこともあってということなのだけれども、監査は監査でこれは別だと思のです。なぜ監査役を2名としないのか、逆に。大体こういうところ複数いるはずですから、まずその点です。

決算の考え方ちょっとお尋ねしたいのですけれども、4ページの損益計算書を見れば、当期純利益ということでゼロということにしています。これは、黒字になったら税金を納めなければならないということにはわかるのです。見方によればゼロになるような金額で補助金を入れているということになります。ゼロというのが果たしていかなのかなど。つまりいろいろなことを考えるのであれば、多少マイナスにしておいても、プラスの場合、プラスになったら税金払わなければならないのですから。要するに補助金というのは我々の税金なので、税金を入れて、なおかつ税金を払うというのは、これはよろしくないというのはいくわかるのです。だけれども、逆に多少マイナスにしておいたほうが、多少マイナスのほうが補助金を入れる関係で調整できるのでないかなと私思うのです。この補助金というのは、決算が出てから金額決めて入れるということですか。要するに予測決算を仮決算か何かやって。それだったら、ちょっと余りにもよろしくないのではないかなと思うのです。何も現実に債務超過になっている会社だって別に債務超過になったからすぐ会社が倒産するというだけでもないでしょうし、この事業については今に至る過程の中でいろいろあって、なおかつ今のまほろば宅地管理公社にするときに最初から15年ぐらいの計画だよということになっていました。であれば、逆にそういう長いスパンを考えるのであれば、必ずしもゼロでなくて、多少マイナス出していたほうがいろいろな面でよろしいのではないかなと。逆に繰り越し損益は翌年の決算にも反映されるのですから、あえてゼロにする必要はないと思うのだけれども、この点の考

え方はどのような考え方でこういうふうになっているのか、これもあわせてお伺いいたします。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 8番、吉田議員のご質問にお答えいたします。

監査役の関係につきましてでございますけれども、昨年北海信用金庫の合併に伴いまして、北海信用金庫のほうから出していた監査役につきましては、12月31日付で辞任ということになっております。

定款上でございますが、監査役につきましては1名以上2名以下ということでございまして、決算時1名体制の監査役でございまして、一応定款上は1名でいいことになっております。ただ、6月7日の株主総会にて新たに現行2名体制ということで新たな監査役を選任しておりますので、ご理解賜りたくお願いいたします。

続きまして、2点目の補助金収入の関係でございます。議員ご指摘のとおりです。補助金収入につきましては、最終的に不足分を町のほうから補助金をいただいて、決算をゼロに合わせているものでございます。公社の運営上、資本金の部分が500万円ということで運営させていただいておりまして、その中で黒字も見込めない中での補助金関係でございますので、多少マイナスということではございましたが、運営上収支ゼロという形で運営させていただければなというふうにご考えております。多少マイナスという考え方もございすけれども、運営していく中でゼロということでごやっていきたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

○8番（吉田浩一君） 監査役は、本年度に入って新たに選出をしたということでした。それは了解しました。

それで、なぜゼロなのかと。逆に余市町は290万円出資しているのです。この出資に当たっては、議会同意もされています。これが保留地が全部売れた時点では、一応この公社は解散するというこ

とです。そうしたら、黒字であれば、黒字というか、ずっとゼロでいくのであれば、この290万円というのは返ってくるということにはなるのだろうかけれども、極端な話余市町が出資分ぐらいのマイナスは、これは許容範囲だと思います。返ってこないはずなので。なぜプラス・マイナス・ゼロということにその収支こだわるのか。プラスにしたら税金で税金を払うということになりますから、これはよろしくないというのはよくわかります。だけれども、考え方としてもさっき言ったように多少マイナスのほうがいろいろな面でその他の税制優遇というのは受けられるのではないですか。マイナスの場合は、逆に翌年度にそのマイナスが繰り越されるのですから。そうですね、会社の決算上。これが何千万円とかという債務超過だということのだったら問題だけれども、少なくとも余市町が出資している分の290万円以内であれば、これは許容範囲の中ではないのかと。ゼロになるように計算して、いつ出すのかわからないけれども、今回1,600万円から出しているのです。そうしたら、決算出てからでないこの1,600万円という数値は確定しないということなのだ、ゼロにするためには。であれば、いろいろな面考えて多少マイナスという考え方もあるのではないのかなと私は思うのだけれども、そうではないと。ゼロでいくというのだったら、それはそれで構わないのです。ただ、そういう考え方もあるのではないのかなと思うし、余市町から取締役さんたくさん出ているのだから、その辺どういうふうに考えてゼロでいいと。ずっとゼロだから、そういう考え方でいいよということには私はならないと思うのだけれども、再度その考え方というのをお尋ねしたいと思います。

○建設水道部長（久保 宏君） 8番、吉田議員からの再度のご質問に私のほうからご答弁申し上げたいと存じます。

まほろば宅地管理公社につきましては、保留地

の販売ということで設立された会社でございまして、この損益計算書にもございますように、保留地の販売の促進に努めているところではございますが、引き受けたときの売り上げ原価と実際の販売価格の間に既にもう乖離が生じているところではございます。それで、町のほうからもその乖離の部分につきましては、補助金ということで税金を投入しているわけではございます。そういった中におきましては、この公社につきましては収支ゼロということで今後もいきたいというふうに考えてございます。

過去に実は赤字が出た年がございまして、平成24年度だったのですが、それが貸借対照表にも出ているのですけれども、繰り越し利益剰余金のところにマイナスということになります。これが平成24年度に赤字が発生したときなのではけれども、それ以降はずっと収支均衡を保って、利益が出ないということで努めてきてございますので、これが今議員おっしゃるような単年度でまた赤字が発生するようになりますと、このところがまた膨らんでくるというところが出てまいります。あくまで公社につきましては、保留地の販売ということを中心に置きまして設立した会社でございまして、町といたしましても損失が出た場合の補填というところの手当てはいたしますが、あくまで単年度の収支につきましてはゼロを基調とするということではございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○8番（吉田浩一君） では、今の答弁からすると、当時の取得価格と現在の販売価格が差異が出ていると。その分だけを入れているということなのですか。今の答弁だったらそういうふうに聞こえます。それで、その差額分だけ入れて、プラス・マイナス・ゼロになるのですか。ならないでしょう、絶対。その辺を含めて何か答弁としてちょっとおかしいなと感じただけけれども、再度その部分をお尋ねいたします。

○建設水道部長（久保 宏君） 8番、吉田議員からの再度のご質問にご答弁申し上げます。

大変申しわけございません。私の説明足らずでございましたが、営業外収益ということで町から安定化補助金出してございますが、そちらは主にそちらの売却損に充てる部分と、あと一般的な一般管理費も町のほうから出しているのですけれども、それにつきましては受託業務ということでまほろば宅地管理公社にまほろば地区の一体的な管理ということで、保留地に限らず換地の販売も促進を図るということで、主に環境整備ということで委託金を出してございます。そちらのほうに係る経費も委託料全てで全て賄うわけにはいきませんので、そちらの分につきましても安定化補助金の中の一部として支出してございます。そういったトータルを考えまして、損益上単年度は収支ゼロということでさせていただきたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（吉田 豊君） ちょっとよくわからないので、土地の売買について棚卸しを見れば期首の土地のあり高は1億4,843万円、期末が1億2,728万円、土地の売買した原価が2,115万円、こういうことなのですが、それで実際の売買は4筆で1,520万円。2,115万円から1,520万円引けば、まず1つは売却損が595万円という形になる。これは間違いないと思う。それから、長期借入金のほうは、前年度6期の残高が1億5,929万9,000円、今年度末7期が1億4,305万5,000円。それで、元金の返済額が1,624万4,000円。いわゆる土地の売買をしたもの全部元金につき込んで三角だということです。それに利息140万9,000円。元利の利子合わせて1,765万3,000円と、これも間違いないです。それと、営業外収益として処理している補助金、6期、去年1,145万円、ことしは1,639万2,000円、494万2,000円、これも間違いない。そして、営業損失が1,493万6,000円。これに余市町が財源として出した1,639万2,000円でしょう。そし

て、あと残りは先ほど言った利息140万9,000円。余市町から出した金の残りが145万6,000円だから、ここの会社そのものがいろいろ努力したというのは50万円ぐらいしかないということだ、基本的に。50万円ぐらいしかないということは、ここの会社は全く努力をしていないということだ。全部余市町のお金を当てにして物事をやっていると。かかるものは余市町で全部支出すると。土地の売買した損金も余市町で補填する。それから、支払利息もそれも補填すると。管理公社をつくったおかげで、開発公社ならよかったのだけれども、租税公課が190万円も180万円も払っているわけだから、このままの形で15年も払えば2,500万円も3,000万円近くもなってしまう。こういういわゆる運命にある会社であることには間違いないということです。

それで、私が一番気になっているのは何かといえば、どんな会社でもきちんとした努力目標を掲げているのならいいのだけれども、損益計算書とか貸借対照表とかそういうものを見ても、土地を動かそうとするそういう計画がないということでしょう。352万円しか土地を動かさないということでしょう、計画的には。10ページを見ればわかる。これだったら1区画しかやりませんよということなのです。1区画しかやらなければ、町から出していく金も400万円ぐらい減るでしょう、極端なこと言えば。だから、このつくりはちょっと甘過ぎるのでないかなと。

こういう中でどうして人件費が高くなる。一般管理費の中の給料でも60万円上がっているのだ。法定福利費も10万円上がっている。どうしてそういう形になるのか。逆に給与とかそういうもの下がるのならわかる。でも、上がる手法というのはまず考えられないのだけれども、この辺の感覚をまずちょっとお聞きしたいなと思っている。私が会社の社長だったら、経営成績がならないときには職員にも周りの人にも厳しいけれども、頑張っ

てやってくれとか、少し給料は下がるけれども、頑張ってやってくれとか、そういう形になるのだけれども、厳しい状況になっていて人件費が上がるとのことちょっと考えられないので、この辺もあわせて本当に公社のあり方がこれでいいのか、その辺を答弁していただきたいと思います。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 2番、吉田議員のご質問にお答えいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○2番（吉田 豊君） 本当に今の答弁でいいのですか。今の答弁だったら、これ直して、もう一回。これ取り下げて直してください。・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・だから、もしあれだったらこれ取り下げてみてください。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の2番、吉田議員の質疑に対する理事者側の答弁について発言の機会をいただきたいと申し出がありますので、これを許します。

○まちづくり計画課長（千葉雅樹君） 答弁調整のため貴重なお時間を頂戴いたしまして、まことに申しわけございませんでした。

2番、吉田議員からの質疑に対し、先ほど私からいたしました答弁につきましては取り消しさせていただきたく、よろしくお取り計らい願いますようお願い申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

○建設水道部長（久保 宏君） 2番、吉田議員からの株式会社まほろば宅地管理公社第8期の経営計画に関するご質問につきまして私のほうから答弁申し上げたいと存じます。

第8期にかかわる営業目標等に関する議員からの数々のご提言を踏まえ、今後公社に対しまして指導してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、人件費が増になっている部分につきましては、まほろば宅地管理公社の職員の業務の専門性や保有資格を考慮し、職員就労規程に基づき所要の見直しを行ったものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（吉田 豊君） 公社のほうに町の職員も取締役でなって、いろいろ関係しているわけだし、それから課長からも答弁いただいたのだけれども、ちょっと勘違いしているのではないかなと思う部分があるので、1つだけ指摘しておきます。

損益計算書、いわゆるPLの中では、一般の管理費、公社の一般管理費のその経費については、町は当然設立を町が持っているわけだから、その部分については不足分があればそれは支出しますよという考え方は当然のことだと。当然そこは

町で持たなければだめなのだから、一般管理費は。だけれども、土地の売買における売却損については、損益計算上では同じところに出てくるのだけれども、損金の意味が違うから。片方は損失だから。片方は経費だから。それを両方合わせて足りない分をすぐ行政側のほうで支出しますよという、そういう考え方は成り立たないから。それは何かというと、土地取引は売却損が生じることが確実なのだけれども、公社の努力として1円でも10円でも100円でも高く売ることが前提に立っていなければならないわけだから、答弁聞いてもただ不足分を補填するのだというふうにしかならないわけ。だから、その辺の考え方はきちんと、違うわけだから。経費の中でも性質別で全然違う考え方で成り立つわけだから、その辺きちんと整理していただいて、この次の決算書出てくるときにはそういう答弁をいただければいいなど思っているので、全部全で一緒にするというその手法はよくないので、その辺は改めておいていただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第7期（平成29年度）経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第8、意見案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める要望意見書、日程第9、意見案第2号 障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める要望意見書、日程第10、意見案第3号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める要望意見書、日程第11、意見案第4号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書、日程第12、意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、日程第13、意見案第6号 主要作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める要望意見書、日程第14、意見案第7号 平成30年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書の以上7件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第8ないし日程第14を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第7号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採

決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号 主要作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号 平成30年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第15、意見案第8号

日米共同訓練と超低空飛行を中止させることを求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第8号 日米共同訓練と超低空飛行を中止させることを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第16、意見案第9号

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第9号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第9号 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第17、意見案第10号

非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第10号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第10号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成30年余市町議会第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時19分

○議長(中井寿夫君) 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第19、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 10番 野 崎 奎 一

余市町議会議員 12番 庄 巖 龍

余市町議会議員 13番 安 久 莊 一 郎